チリ内政・外交（２０１４年２月）

**１．概要**

（１）内政面では，１月末に任命された次期次官のうち３名が就任辞退を発表し，混乱の中で新政権発足に向けた引き継ぎが進められた。

（２）外交面では，１月末のＩＣＪにおける対ペルー領海境界線画定裁判の判決の履行に向けた取り組みが両国間で開始されたほか，１０日に第８回太平洋同盟首脳会談が行われ，域内貿易品目の９２％の関税を即時撤廃することなどを規定した追加議定書への署名がなされた。

（３）３月３日発表のAdimark GfK社調査による２月のピニェラ大統領の支持率は５０％，不支持率は３６％となった。

**２．内政**

（１）ペイラノ次期教育次官による就任辞退発表（往電第１３８号参照）

４日，次期教育次官として１月末に選出されていたクラウディア・ペイラノ氏が次官への就任辞退を発表した。右は，以前「ペ」氏がバチェレ次期大統領が掲げる高等教育の完全無償化政策に反対する立場を示していたことや，同氏の元夫による学校経営手法等に対し，学生団体らからの批判が高まったことを受けての決定。なお新たな次期教育次官として，「バ」次期大統領の選挙対策チームにおいて教育政策を担当しており，学生運動の元リーダーであるバジェホ次期下院議員（ＰＣ）やカリオラ次期下院議員（ＰＣ）に近い存在とされるバレンティーナ・キロガ女史が選出された。

（２）ララ次期農業次官及びモレノ国有財産次官の就任辞退発表（往電第２２９号参照）

２４日，バチェレ次期大統領陣営は，ウーゴ・ララ次期農業次官（ＤＣ）及びミゲル・モレノ次期国有財産次官（ＰＲ）の就任辞退表明を承認したことを発表した。右の二名は，１月２９日に次期次官として任命された直後より，「ラ」氏については過去に金銭問題を抱えていたこと，「モ」氏に関しては２０１１年に電車内での痴漢行為の疑いをかけられていたことが明らかとなり，周囲の批判が高まっていた。そのため，右二名の今後の進退が注目されていたが，「バ」次期大統領が休暇を終えて執務を再開したことを受け，両者ともに次官就任を辞退する旨を表明し，右は２４日に「バ」次期大統領陣営において承認された。新たな次期農業次官には獣医学者であるクラウディオ・テルニシエル（ＤＣ），国有財産次官には「バ」次期大統領の選挙対策チームにおいて法律関係の政策を担当していたホルヘ・マルドナド（ＰＲ）が選出された。

**３．外交**

**（１）対ペルー領海境界線確定裁判**

ア　２＋２会合の実施（往電第１５９号参照）

６日，サンティアゴにおいて，モレノ外務大臣，ヒンズペーター国防大臣，リバス・ペルー外相及びカステリア－ノ・ペルー国防大臣による「２＋２会合」（両国間の政治協議のために設けられた常設委員会）が開催された。今次会合では，１月２７日にＩＣＪで発表されたチリ・ペルー領海境界線確定裁判の判決履行のための手続き等に関し協議が行われ，同判決に従って両国の海域を特定するための製図作業日程が発表された。右作業は３月末までに完了する予定。

イ　ピニェラ大統領及びウマラ・ペルー大統領の二者会談（往電第１７４号参照）

１０日，コロンビアのカルタヘナにて第８回太平洋同盟首脳会合に参加したピニェラ大統領は，会合後に約４０分間にわたりウマラ・ペルー大統領との二者会談を実施した。同会談では，ＩＣＪ判決の履行に向けた両国の取り組みについて再度確認がなされたほか，現在ペルーが領有権を主張している「陸地の三角形」についても協議が行われ，「ピ」大統領は「ウ」ペルー大統領に対し「ＩＣＪ判決は，チリの立場を擁護し，（現在ペルーが領有権を主張している）「陸地の三角形」はチリのものであると再確認させるものである」と述べた。

ウ　チリ政府による抗議文書の提出（往電第１８４号参照）

１２日，モレノ外相は，ペルー外務省が「陸地の三角形」をペルー領土とする地図を掲載したことに関し，抗議文を提出する考えであることを明らかにした。右地図は，１月２７日にＩＣＪ判決が発表された後，在米ペルー大使館により作成され，３日にペルー外務省が「ツイッター」の公式アカウントに掲載した。「モ」外相は，今般抗議文書を提出することでペルー側が掲載した地図上の誤りを忠告し，チリ国民にとってそのような地図は有効でないという点を明らかにすることを目的としていると述べた（同文書は２月中にペルー政府に対し発出された）。

**（２）ピニェラ大統領による第８回太平洋同盟首脳会談への出席（往電第１７３号参照）**

１０日，コロンビアのカルタヘナにおいて太平洋同盟の第８回首脳会合が実施され，チリからはピニェラ大統領，モレノ外相及びハナＤＩＲＥＣＯＮ（外務省国際経済関係総局）総局長が出席した。本会合において，枠組み条約付属議定書に署名がなされ，域内国間の貿易品目の内９２％の関税が付属議定書発効後に即時撤廃されることが合意された。チリにとって，今般署名された付属議定書の発効により，チリ・メキシコ自由貿易協定等の既存の二国間ＦＴＡでは関税撤廃対象から除外されている食用油やたばこといった品目が含まれることとなる。

**（３）外国要人のチリ訪問**

ア　フローマンＵＳＴＲ代表（往電第１３４号参照）

３日，モレノ外相はチリを訪問中のフローマンＵＳＴＲ（米国通商代表部）代表との会談を実施した。両者は，チリ及び米国を含む１２カ国が参加しているＴＰＰ交渉に関する諸テーマについて意見交換を行った。また「フ」代表は，サンティアゴ滞在中にＴＰＰ交渉に携わっているチリ政府関係者及び民間セクター関係者らとの会合を行った。

イ　テテ・ガーナ外相

１８日，モレノ外相はチリを公式訪問中のテテ・ガーナ外相と会談し，今後の二国間関係の強化に向けてガーナにチリの外交団を駐在させる可能性や，南南協力のさらなる促進に向けた取り組み等につき協議した。また，チリとアフリカ諸国の交流に向けて定期的な政治協議を行うための枠組み設立に合意した。

**（４）ベネズエラ情勢に対するチリ政府及びチリ国内での反応（往電第２０４号参照）**

１５日，チリ外務省はベネズエラで１２日に発生した学生らによる抗議活動への鎮圧を非難する声明文を発表し，１６日にはピニェラ大統領が，同国における表現の自由の保障や人権尊重の重要性について述べ，そのような暴力的な鎮圧を「断固として非難する」と発言した。１８日に，マドゥーロ・ベネズエラ大統領が「ピ」大統領の上記発言及びサントス・コロンビア大統領に対し「（ベネズエラの内政問題を非難することは）内政干渉である」と発言したことに関しては，「ピ」大統領は「チリは民族自決権を尊重する。しかし，米州人権条約（１９７８年に発効し，現在中南米の２４カ国が批准している国際人権条約）に批准しており，ＵＮＡＳＵＲ（南米諸国連合）の民主主義に関する誓約にも署名している我々は，民主主義，法治国家体制及び自由の促進と擁護を約束しており，これには表現の自由や報道の自由，意見や抗議の自由も含まれている。我々はベネズエラ政府に対し，これらの価値観や規範を尊重し推進することを勧める」と反論した。なお，ベネズエラ情勢の混乱を受けて当国の学生団体による抗議活動も活発化しており，１９日には，デサロジョ大学，ロス・アンデス大学，ディエゴ・ポルタ－レス大学，タルカ大学等の学生団体がサンティアゴ市内のイタリア広場に集まり，チリ在住のベネズエラ人と共にベネズエラ政府への抗議運動を行った。